

三、多数鑛夫解雇の理由

十一月二十日二百八十六名の鑛夫を解雇するに至りたる理由に就き、鑛山側の述ぶる所に據れば近時銅價の下落且生産費の昂騰の爲、銅鑛業一般に不況なる折柄、同鑛山の山況漸く不良となりたるを以て、従来同様の生産額を維持せむとせば、多量の貧鑛を處理するの要あり、收支相償ひ難きを以つて、將來豫定生産額を約一割方減少するの方針を取れり。此結果約千二百名の鑛夫を淘汰するを必要とすれども、同鑛山にては月々約百五十名の退山者あり、半ヶ年を経れば九百名の自然減員を見るの理あるを以て、差當り約三百名を解雇するを適當の措置と思料せり。

第二節 紛擾經過

前述の如く足尾銅山にては事業上の都合に依り、十一月二十日附を以つて鑛夫二百八十六名を解雇せしが、其の解雇に際しては豫め鑛夫に夫々事情を懇諭して、手當（解雇手當は最低百圓、平均二百圓なりと）を給したり。是と共に一面同盟會幹部に事情を陳述して諒解を求めたるに、同會幹部は之を諒とする旨を答へ、決して同盟會員をして不穩の行動に出でしむること無きを言明したり。

然るに愈々解雇の發表せらるゝや、被解雇者の大部分は同盟會員なるより（解雇鑛夫二八六人中同盟會二〇五人、友愛會一〇人、全國抗夫組合三三人、組合に屬せざるもの三九人）同會所屬鑛夫等は或は奮慨し、或は同情し所々に集合して稍々不穩の形勢を示せり。茲に於てか同盟會幹部は二十三日二十四日演說會を催し、只管鎮撫に力めたるを以て、大體靜穩に歸したるも、此時鑛夫の間に同盟會幹部は會社に買収せられたりとの噂廣まり、幹部の威信著しく失墜せむとしたるを以て、幹部は俄然として其の態度を一變し、二十五日の演說會に於ては、盛に會社及飯場頭を攻撃し、鑛夫に對し待遇改善の要求を提起せむことを煽動したり。

斯くて二十六日午後一時、同盟會長松葉鏗壽、顧問綱島正興等の幹部は同盟會員一千餘名に擁せられて、鑛山事務所に押掛け左の三ヶ條を要求せり。此日午後より採鑛夫は業務に就かず。

一、飯場制度全廢

二、最低賃銀を一圓八拾錢にすること

三、就業時間を八時間とすること

之に對し鑛山所長は本社に諮りたる上、回答すべきを答へたり。

右要求中、飯場制度の事に付ては既に述べたるを以て、賃銀及労働時間の現状に付き一言せむに、同鑛山鑛夫十月中に於ける一人一日の所得は左の如くにして、

採鑛夫

平均

二、二五二